

## 申告に必要なもの

- ①印鑑（シャチハタ不可）
- ②源泉徴収票（原本）や収支内訳書など平成24年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます）
- ③申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方）
- ④銀行印（新たに振替納税をされる方）
- ⑤住民基本台帳カード（e-Taxをご利用される方）



## 所得控除を受けるために必要なもの

- ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）
  - ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書
  - ③医療費などの領収書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額<sup>※1</sup>のわかるもの
  - ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類
  - ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類
  - ⑥配当所得を申告する場合は、支払通知書
  - ⑦その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。
- ※平成25年中に家屋を新築、購入又は増改築等をして住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告される方については、ほかに必要書類があります。ご不明な場合には、お問い合わせください。

※ 1 補填金額とは、①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金③医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金④任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などを指します。

## 四日市税務署からのお知らせ

### ■無料税務相談所（○印は開設日を表します。それ以外の日は開設しておりません。）

- 開設場所 あさけプラザ（四日市市下宮町296-1）
- 開設時間 9時30分～12時及び13時～16時

	平成26年2月									
	17	18	19	20	21	24	25	26	27	28
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	
あさけプラザ	休館日	休館日	○	○	○	休館日	○	○	○	○

### ■四日市税務署の申告会場

四日市税務署では、次のとおり申告会場が開設されます。

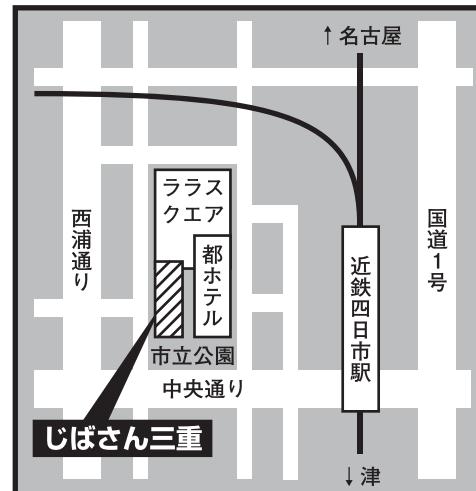
- 開設場所 じばさん三重 6階（四日市市安島一丁目3番18号）

○開設期間 2月17日(月)～3月17日(月) 土日を除く

○開設時間 9時（開場）～17時（閉場）

※期間中、税務署には確定申告会場が開設されませんのでご注意ください。

※会場へはなるべく公共交通機関をご利用ください。



### ■申告会場に行かなくても確定申告を提出することができます

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e-TAXを利用して申告書を提出することができます。是非ご利用ください。

国税庁ホームページ：<http://www.e-tax.nta.go.jp>

\*e-TAXの利用に際しては、事前準備が必要です。

問い合わせ先 税務課 TEL377-5655